

第7回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：平成27年4月14日（火）16：30～16：53

場 所：首相官邸3階南会議室

出席者：衛藤晟一内閣総理大臣補佐官（議長）、黒田武一郎内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、角田隆内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）、佐々木裕介内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、斉藤和重内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）、石月英雄外務省北米局北米第一課長（代理出席）、谷内繁厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）、望月文明厚生労働省社会・援護局事業課長、吉田和郎厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長、武田博史防衛省大臣官房審議官、中嶋浩一郎防衛省大臣官房文書課長、竹内芳寿防衛省経理装備局施設整備課長

概 要：

【衛藤内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 硫黄島の遺骨収集帰還については、一柱でも多くの御遺骨の早期収容のために、関係省庁の一層の連携をお願いしているところ。
- 安倍総理も今国会の施政方針演説で「硫黄島でも1万2千柱もの御遺骨の早期帰還に向け、来年度中に滑走路下100か所の掘削を完了し、取組を加速していく」と発言されている。
- 本日は、平成26年度を取組状況を報告してもらい、平成27年度の実施計画案及び平成26年度以降を取組方針の修正案について議論し、決定することとする。

- 議事に先だって厚生労働省より、資料1（『硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議の設置について』の一部改正について）及び参考資料3（厚生労働省社会・援護局（援護）の組織改正について）に基づき、組織改変に伴う設置要綱の改正について説明。

【（1）平成26年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料2（平成26年度硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区については、平成26年度は、滑走路下30箇所掘削、探索済みの壕1箇所の再確認、芝生区域1114箇所、集水区域3箇所の掘削を行ったが、いずれの場所からのご遺骨は確認されなかった。
 - ・ 未探索の壕1箇所の掘削方法については、滑走路脇に、金属プレートによ

り造成した坑道を新たに設けることで決定し、平成 27 年度に着手する。

- ・ 外周道路の外側については、平成 26 年度は、調査予定区域の面的調査を実施した。踏査等により、37 箇所地下壕及び 2 箇所のトーチカを確認。37 箇所地下壕のうち 4 箇所地下壕の収容作業が必要になったため、そのうち 1 箇所遺骨収容作業を実施したが、遺骨は確認されなかった。残り 3 箇所については平成 27 年度に収容作業をする予定。
- ・ 平成 23～25 年度の面的調査により確認された島の南側の壕等については、平成 26 年度は、13 回の遺骨収集団を派遣し、作業の中で新たに発見された 13 箇所を含めた計 90 箇所を対象に、89 箇所の壕等で遺骨収容を実施し、42 柱の遺骨を収容した。残りの 1 箇所は、砲台周りの土砂が崩落する危険があるため、作業工法を検討の上、平成 28 年度に遺骨収容を行う予定。

【(2) 平成 27 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算の報告】

- 厚生労働省より、資料 3 (「平成 27 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算」) に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 平成 27 年度の遺骨収集帰還係費については、平成 26 年度とほぼ同額の 10 億 6042 万 6 千円を確保した。若干減少しているのは、旅費の統一単価の改定によるもの。
 - ・ 平成 27 年度の慰霊巡拝経費については、5009 万 8 千円を確保した。増額の理由は、遺族の高齢化に伴う医師や看護師の同行費によるもの。

【(3) 平成 27 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)及び平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)について】

- 厚生労働省より、平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)について、資料 5 (「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)」) に基づき、以下の通り修正箇所を説明。
 - ・ 平成 27 年度に実施する滑走路下 71 箇所の掘削については、滑走路の使用を止められる時間が限られる中で、一部は掘削後の復旧に事前にコンクリート版を用意して直ちに復旧させるといった特殊な方法を採用するため、滑走路地区の未探索の壕や集水区域の掘削と同時並行で作業することが困難であることが判明した。そのため、平成 27 年度は、残る滑走路下の掘削を最優先にして行うこととし、未探索の壕 1 箇所の掘削、探索済みの壕 1 箇所の再確認については、平成 27 年度までに着手し、平成 28 年度までに終わらせることとする。集水区域 523 箇所については、平成 28 年度、29 年度の 2 年間に実施をする。
 - ・ 平成 23 年度から 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等のうち、平成 25 年度に確認された 1 箇所については、平成 27 年度に作業工法の検討を行い、平成 28 年度に作業を実施することを考えている。

- これらの修正は、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間で滑走路地区の掘削を終えるという当初の基本的方針を着実に進めるため、作業の優先順位をつけたものであり、基本方針に変更はない。以上を踏まえた上で、平成 27 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）を作成した旨説明。
- 出席者から質疑及び意見はなく、原案の通り了承された。
- 外務省から日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式について説明。
- 最後に、衛藤内閣総理大臣補佐官より、今後の遺骨収集帰還に当たっては、決定した平成 27 年度実施計画及び平成 26 年度以降の取組方針に沿って、引き続き関係省庁一体となって適切に取り組むよう求める旨発言。

(了)